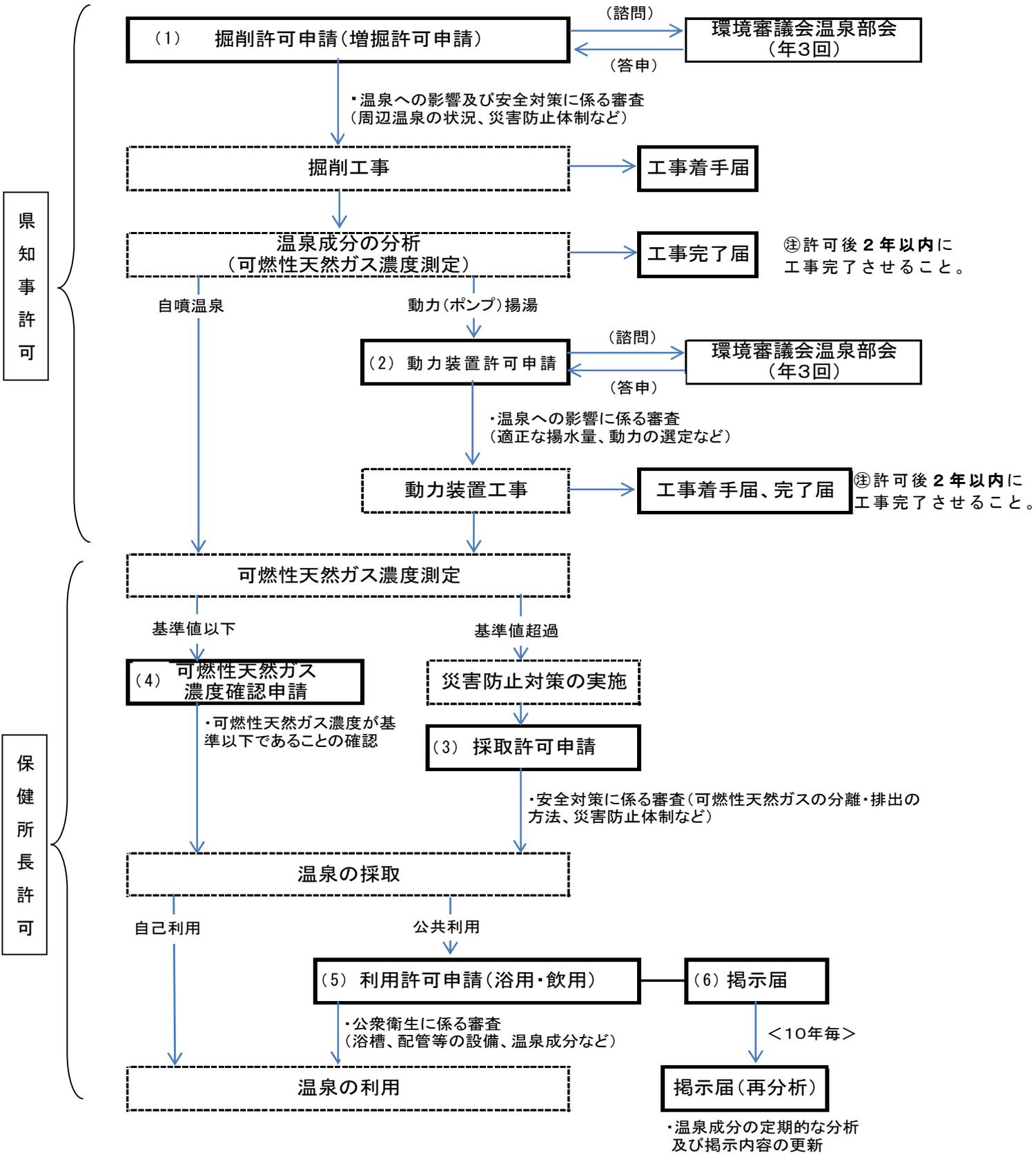


温泉法に係る手続の流れ(概要)

----- 温泉法関係手続



(1) 温泉掘削許可又は増堀許可（第3条、第11条）

温泉を湧出させる目的で土地を掘削しようとする場合は、あらかじめ県知事の許可が必要となる。また、温泉の湧出路を増堀しようとするときは、あらかじめ県知事の許可が必要となる。

※許可の有効期間は、当該許可の日から起算して二年とする。

(2) 温泉動力装置許可（第11条）

温泉の湧出量を増加させるために動力を装置しようとする場合は、あらかじめ県知事の許可が必要となる。

※許可の有効期間は、当該許可の日から起算して二年とする。

(3) 温泉採取許可（第14条の2）

可燃性天然ガスの濃度が基準値超過の場合は、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止するため、温泉源から温泉を採取する場合、あらかじめ保健所長の許可が必要となる。

(4) 可燃性天然ガス濃度確認（第14条の5）

可燃性天然ガスの濃度が基準値以下の場合は、温泉採取許可に変えて、あらかじめ保健所長による濃度の確認を受ける必要がある。

(5) 温泉利用許可（第15条）

温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、あらかじめ保健所長の許可が必要となる。（「公共の」用に供するとは、不特定多数人の用に供することをいう。例：旅館、公衆浴場、温泉プール、足湯、温泉スタンド等）

(6) 温泉の成分等の掲示（第18条）

温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、施設内の見やすい場所に環境省令で定める事項について掲示し、あらかじめ、その内容を保健所長へ届け出る必要がある。